

先端研究拠点事業 - 拠点形成促進型 -

平成17年度 実施計画書

採用年度	平成16年度	採用番号	16004	系	社会科学	分科	3407
------	--------	------	-------	---	------	----	------

研究交流課題名 (和文) 21世紀の「開発支援と法」研究

(英文) "Development Assistance and Law" in the 21st Century

研究交流課題に係るホームページ: <http://cale.nomolog.nagoya-u.ac.jp>

経費支給期間 平成16年4月1日 ~ 平成18年3月31日 (24ヶ月)

先端研究拠点事業としての全期間(経費支援終了後5年間を含む)を通じた交流目標

1. 法整備支援事業に関係する日・米・欧の国際的なネットワークの形成の上に、新しい学問領域である「法整備支援学」を構築します。
2. 名古屋大学を含む研究拠点(ハブ)を結んで、国際的な法学教育・訓練体制の基盤を整備します。研究と実務の双方を担当できる人材養成を可能にするカリキュラム開発とその実施のためのパイロットプロジェクトの始動に着手します。
3. 法令その他の法情報の国際的共有のための国際的な情報処理基準の生成の基礎を確立します。

前年度までの交流活動による目標達成状況

1. 10月に法と開発に関する国際シンポジウムを開催し、その機会に運営委員会が発足しました(名古屋、ウィスコンシン、ルンド、コーネル大学が参加)。委員会は、2006年2月に大きなシンポジウム、2005年5月に準備のためのシンポジウムを開催することを決定しました。
2. ウィスコンシン州立大学ロー・スクールとは、専門技能教育に関する共同研究と共同の遠隔講義実施の実験を開始し、コーネル大学とは、法令英訳や法情報管理の標準枠組みの構築に関する検討を進めています。
3. ルンド大学とは、比較民主政治研究などを焦点に法整備支援関連の研究協力を進めています。今年度は名古屋の教員がルンド大学に留学するため、社会保障法の比較研究について共同研究を具体化させる準備を進めました。

本年度の交流計画の概要

(共同研究) 運営委員会による研究計画の策定

ネットワークのハブとなる名古屋他の大学の代表者から成る運営委員会は、法整備支援を焦点とする共同研究を推進すること、この共同研究は当該テーマに関心を持つ研究者のペアを単位にして推進すること、各国の若手研究者や大学院生の教育訓練機会を可能な範囲で提供することで合意しました。より詳細な研究計画は、本年4月末にウィスコンシンで開催される国際会議(紛争処理と開発)の場で決定されます。2006年1月に参加各大学がプロジェクトを推進しているベトナムで会議を行い、発展途上国からの参加も得て、研究成果の共有と今後の研究テーマをより具体化する計画です。なお、日本における先端拠点の本格立ち上げを運営委員会は全面的にバックアップすることを決定しました。

法整備支援に貢献できる研究のプロジェクトについて

1. 共同研究運営委員会を中心としたプロジェクト = 司法改革支援の成果の評価手法の研究

今年度はこのテーマで研究を進め、2006年のベトナムでのシンポジウムで、世界銀行などの支援機関や発展途上国の関係者を交えて、評価のあり方について、幅広い検討を行います。

2. 個別研究ハブ

・名古屋とウィスコンシン：専門技能教育のシステムとノウハウの蓄積を共同で研究する計画です。今年度は、名古屋側がウィスコンシンを訪問します。(松浦・菅原)

・名古屋とルンド：名古屋大学の社会保障法の専門家がルンドに留学しますので、長期的な共同研究をはじめます。(中野) 従来から行っている比較民主制の研究は、政治学研究者を中心に、さらに推進します。(小野)

・名古屋とコーネル：法令情報の解析(ベネット)法令の英訳と法情報の世界的な共有のための研究を継続します。とくに日本法令の翻訳については、合衆国法典の運用の経験をもつコーネル大学のスタッフとの共同研究を推進します。

・名古屋、コーネル、ウィスコンシン、ルンド：紛争処理のメカニズムを焦点にして、法と社会運営のあり方に関する研究を進めます。4月末のシンポジウムが出発点となります。

(セミナー)

1. 2006年2月のベトナムシンポジウム開催

関係大学は、名古屋大学を含めベトナム政府の法整備事業を支援してきました。このような司法改革が成功しているかどうかをどのようにして評価するのがよいかは従来からの課題でありました。世界銀行などの支援機関は定期的に検討会議を開いています。そこで、支援機関、研究機関が適切な評価の仕方をテーマにしてセミナーを開催し、今後の課題を明らかにすることを目的として大きなシンポジウムをベトナムで開催します。ベトナムで開催するのは、ベトナムをはじめとする支援対象国からの参加が容易になること、結果的に相手国の関係者が直接報告を聞いて適切な批判をし、それを今後の研究に生かすだけでなく、研究の課題自体を東南アジアの支援対象国から提示してもらう貴重な機会になるからです。

(研究者交流)

若手研究者人材の国際性養成および研究ハブを形成する名古屋大学、ウィスコンシン大学、コーネル大学およびルンド大学の研究者の研究能力を高めるために、各研究テーマに基づき、頻りに研究者間の交流を行います。

1. 法曹倫理教育・訓練システムと法整備支援への協力研究(森際)
2. ロシアとウズベキスタンにおける司法改革とその実際に関する研究(市橋)
3. WTOと法整備支援に関する研究(テイリー)
4. アメリカで開催される法情報に関する国際会議の出席(ベネット)

(その他)

法整備支援を行っている日本の大学、九州大学、北海道大学、大阪大学、早稲田大学などとの協力関係の構築のための会合を計画しています。ウィスコンシン大学ロー・スクール(Ohnesorge教授)を客員研究員として名古屋大学に受け入れているので、セミナーを開催する計画です。

実施組織

日本側実施組織

拠点機関	国立大学法人 名古屋大学
実施組織代表者 職・氏名	大学院法学研究科長 佐分 晴夫 法政国際教育協力研究センター長 杉浦 一孝
コーディネーター 所属部局・職・氏名	法政国際教育協力研究センター・教授・鮎京 正訓
協力機関数	
協力機関名	

相手国側実施組織 1

国名	アメリカ合衆国
拠点機関	ウィスコンシン州立大学
コーディネーター 所属部局・職・氏名	ロー・スクール付置東アジア法学研究センター 教授・研究センター長併任・Charles R. Irish
協力機関数	1機関
協力機関名	コーネル大学

相手国側実施組織 2

国名	スウェーデン
拠点機関	ルンド大学
コーディネーター 所属部局・職・氏名	法学部・教授・Christian Hathen
協力機関数	1機関
協力機関名	Sida

共同研究による交流計画

【研究課題・テーマ別の内容】

整理番号	1
研究課題・テーマ名	(和文) 比較民主化理論とその法文化的背景 (英文) Theory of Comparative Democratization and its Historical Background from the Viewpoint of the Culture of Law
代表者 国名	日本
氏名・所属・職	(和文) 小野耕二・名古屋大学大学院法学研究科・教授 (英文) Professor Koji Ono, Graduate School of Law, Nagoya University
17年度の研究計画の予定(特徴及び期待される成果)	<p>比較民主化理論に関しては、5月に国際会議を開催し、現状について討論と情報交換を行う。この会議へ向け、ルンド大学のブッサール講師を招聘する予定であったが、健康上の理由により、彼女は来日できないこととなった。従って、この会議での成果を踏まえ、小野(名古屋大学)が9月にルンド大学を訪問し、窓口となっているヘテン教授と打ち合わせを行う。</p> <p>また、ブッサール講師をはじめとする政治学部の教員と討論することによって、今後「比較民主化論」に関する合同講義を開始するための準備を行う。この講義は、共同のテーマによる、両大学共通の授業の一つとなる。また、「民主化へ向けた法文化の比較的研究」と題するプロジェクトでは、6月にルンド大学のモデル教授が来日し、名古屋大学法学研究科でセミナーを行う。本セミナーは、主に大学院生や留学生に対して幅広い知識を提供し、若手研究者の養成へ貢献するものとして、報告内容に基づいた質疑応答とディスカッションを中心とした、約20名の小規模セミナーを想定している。これに引き続き8月末から9月始には、本学の河野教授がルンド大学を訪問し、同じテーマでルンド大学の大学院生向けのセミナーを実施する。これもまた、共同のテーマによる共通授業の一つとなる予定であり、来年度以降の本格的な実施へ向けた「先行的試行プロジェクト」となる。</p> <p>さらに、研究者交流事業との合同で、「社会保障システムの比較プロジェクト」の一環として、7月にはルンド大学のファールベック教授が来日し、中野助教授(名古屋大学)と合同の研究会を開催する。これは、両大学による長期的な研究プロジェクトの一つとして位置づけられている。また、国際人道法に関する共同研究プロジェクトの開始へ向けて、小畑教授もルンド大学を訪問する予定となっている。</p> <p>これらの研究計画を実施することによって、両大学による共同研究・共同教育プログラムの準備態勢はほぼ整うことになる。本年度は、共同教育プロジェクトの立ち上げを重点施策とし、河野/モデルセミナーを先行例として試行しつつ、来年度に小野/ブッサールセミナーを本格的に実施するための準備を行う。これらのプログラムは、共同研究に基づく共通教育プログラムとして、我が国の大学院教育に新たな可能性を切り開くものと言えよう。</p>

共同研究による交流計画（つづき）

整理番号	2
研究課題・テーマ名	(和文) 専門技能教育の方法の研究
	(英文) Study of Professional Skills Education
代表者 国名	日本
氏名・所属・職	(和文) 松浦好治・名古屋大学大学院法学研究科・教授
	(英文) Professor Yoshiharu Matsuura, Graduate School of Law, Nagoya University
17年度の研究計画の予定(特徴及び期待される成果)	<p>技能教育の方法についての共同研究は、2002年からの経験をベースにして、テレビ会議システムを使った遠隔講義を実施する具体的なノウハウと教材の開発の段階に入っている。そこで、9月、遠隔講義を中心とする Course development の打ち合わせと研究成果の報告・共有を行う。あわせて、合衆国のNITA(National Institute of Trial Advocacy)という弁護士の訴訟技能研究機関とタイアップしながら、技能教育の方法の研究をさらに進める。本年度はシアトルとデンバーあるNITAへの合同調査研究を計画している。合衆国の訴訟技能についての知見を日本に移植する基礎と訴訟技術の比較について研究成果を生み出す。なお、第3四半期中には、ウィスコンシン大学のチャールズ・アイリッシュ氏が来日される予定であり、アイリッシュ氏には、ウィスコンシン大学と名古屋大学との学術交流協定に基づく若手研究者交流促進事業として、アメリカのロー・スクールにおける事例等を用いて、教育・研究システムについて、大学院生や留学生を対象に講演して頂く予定である。本セミナーにより、国際的な若手研究者の人材養成へ貢献するものと考えられる。</p>

整理番号	3
研究課題・テーマ名	(和文) 法情報の操作性の改善に向けて
	(英文) Improving the accessibility of legal information
代表者 国名	日本
氏名・所属・職	(和文) フランク・ベネット・名古屋大学大学院法学研究科・助教授
	(英文) Associate Professor, Frank Bennett, Graduate School of Law, Nagoya University
17年度の研究計画の予定(特徴及び期待される成果)	<p>本研究は、「研究者交流」事業と組み合わせながら、2005年6月9日から11日にかけて、シカゴ・セント・ロー・スクールで開催される国際会議「ロー・スクールにおける情報処理:コード・法律・教育の公開性」(The 2005 Conference for Law School Computing?: Open Source :: Open Law :: Open Education)に、コーネル大学と共同で参加し、これまでの研究成果を報告し、共同で研究を進める。特に、国際会議に向けて、これまで名古屋大学とコーネル大学との間で行われてきた研究と技術の成果を洗い出し、中でも、法令の翻訳プロジェクトと一般市民向けの法情報システムへのアクセス改善に関する研究を進め、今後取り組むべき課題を明らかにする。国際会議への参加により、本プロジェクトの内容を広く社会に公表する機会を得るだけでなく、その他機関による同分野の研究に関する最新情報を得、さらに、本プロジェクトのさらなる発展に繋がる人的ネットワークの形成に貢献すると考えられる。なお、コーネル大学のトーマス・ブルース氏には、第2四半期中に、アメリカの事例を基に研究・教育活動におけるITの活用方法に関するセミナーで講演をして頂く予定である。本セミナーは、若手研究者の研究・教育活動を支援するものとして位置づけられる。</p>

セミナー開催予定

セミナー名 (和文)	法整備支援プロジェクトの評価方法
(英文)	How to Evaluate the Projects of Legal Reform Assistance
開催予定期間	2006年1月
開催国・場所(和文)	ベトナム・ハノイ
開催国・場所(英文)	Vietnam, Hanoi
日本側開催責任者 (所属・職・氏名)	名古屋大学法政国際教育協力研究センター・教授・鮎京正訓
相手国側開催責任者 (所属・職・氏名)	ウィスコンシン州立大学ロー・スクール・教授・Charles R.Irish コーネル大学ロー・スクール付置法情報研究所・教授・Thomas Bruce ルンド大学法学部・教授・Christian Hathen
参加者数	34人